

サービス付き高齢者向け住宅の登録手数料について

(公財)兵庫県住宅建築総合センター

1 新規登録申請・登録更新申請

<新規登録申請及び登録更新申請に係る手数料表>

住宅の登録戸数	基本 手数料	追加手数料		
		面積・設備の例 外基準での登録	前払家賃の徴収 (保全措置の実施)	賃貸借契約以 外の契約形態
10 戸以下	25,000 円	6,200 円	6,200 円	4,200 円
11 戸以上 20 戸以下	29,000 円	6,900 円		
21 戸以上 30 戸以下	34,000 円	7,600 円		
31 戸以上 40 戸以下	38,000 円	8,300 円		
41 戸以上 50 戸以下	42,000 円	9,000 円		
51 戸以上 70 戸以下	50,000 円	9,700 円		
71 戸以上 100 戸以下	63,000 円	11,000 円		
101 戸以上	75,000 円	12,000 円		

※ 「面積・設備の例外基準での登録」に係る追加手数料は、「例外基準が適用される」
住宅の登録戸数相当額とします。

※ 登録は5年ごとに更新が必要です。

2 登録事項等の変更の届出

以下の登録事項に係る変更の届出を行う場合は、手数料が必要となります。

手数料が必要となる 登録事項 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸数を追加する場合 ・ 新たに面積・設備の例外基準を適用する場合 ・ 前払家賃を徴収する契約へ変更する場合 ・ 入居に係る契約を賃貸借契約以外の形態に変更する場合
手数料額	新規登録申請・登録更新申請と同様 (手数料表の「住宅の登録戸数」を「住宅の追加戸数」に読み 替えてください。)

※ 戸数の減少など、その他の登録事項等の変更については、手数料は不要です。

サービス付き高齢者向け住宅の登録手数料のお支払い方法について

【銀行振込（郵送での申請の場合）】

先に手数料を銀行振り込みによってお支払いください。

指定口座へ振り込みが完了しましたら、振込みが完了したことを証明する書（ATMの取引利用明細書・インターネットバンキングの場合は取引履歴の写し等）を申請書に添えて提出するか、FAXにてお知らせください。

振込先 三井住友銀行 三宮支店 口座番号 普通 3850200 口座名 ザイ) ヒョウゴケンジュウタクケンチクソウゴウセンター (公財) 兵庫県住宅建築総合センター

【窓口納付（窓口での申請の場合）】

窓口にて手数料を現金でお支払いください。

※窓口での申請・相談は必ず事前にご予約をお願いいたします。

【登録手数料の納付についてのお問い合わせ先】

公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター 建築防災課（住宅担当）

TEL 078-252-3982

FAX 078-252-0096